

日本政府専用機に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年三月十五日

有田芳生

参議院議長伊達忠一殿

○

○

日本政府専用機に関する質問主意書

日本政府専用機の使用について質問します。

一 政府は、日本政府専用機に搭乗することができる者に関する基準を定めていますか。定めている場合、その基準をお示しください。定めていない場合、今後、その基準を定める方針はありますか。認識をお示しください。

二 政府は、第二次安倍内閣発足から平成二十九年三月十五日までに日本政府専用機を何度使用しましたか。その都度の搭乗者の具体的な所属機関と人数についても併せてお示しください。

三 政府は、日本政府専用機に報道各社の同行記者以外の民間人が搭乗することはできると認識していますか。搭乗できるとしたらどういう場合でしょうか。報道各社の同行記者以外の民間人が搭乗したことがあるなら、それは、いつ、誰が、どんな目的で搭乗したのでしょうか。具体的にお示しください。

四 政府は、日本政府専用機に報道各社の同行記者以外の民間人を搭乗させることの意義や効果について、どのように認識していますか。

右質問する。

(

O